

基本仕様書

1 業務名

令和8年度山形県最上・庄内エリア山岳魅力発信プロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

3 業務の目的

本県の山岳観光者数は、人口減少等の影響により長期的には減少傾向にあるものの、底打ちとなったコロナ禍期を経て、令和3年度以降は回復に転じている。しかし、令和6年7月の大雨被害などの影響により、令和6年度の山岳観光者数は前年比で約2割落ち込むこととなった。

本事業では大雨被害等により山岳観光者数が特に減少している最上・庄内地域に着目し、山がもたらす多彩な自然や文化、及び周辺の観光地等についての更なる魅力向上・発信により山岳観光者数の底上げを図るとともに、持続可能な経済活動の推進と交流人口・関係人口の拡大、地域活性化を目指す。

米国「ナショナルジオグラフィック」において「2026年に行くべき世界の旅行先25選」に本県が選出され、また、JR東日本が庄内エリアを令和8年夏季の「重点共創エリア※」に決定するなど、国内外から本県が注目されている状況を踏まえ、以下のエリアに関する山岳魅力発信動画の制作、発信によるプロモーションを実施する。

※重点共創エリア

JR東日本グループが地域と一体となって、観光資源や文化など地域の魅力について更なる磨き上げや発掘を行い、JR東日本グループのアセットを有効活用しながら、国内のみならずインバウンドまでを視野に入れた情報発信を行うことで、持続可能な地域づくりを推進し交流人口や関係人口の拡大を目指していく取組み。

<庄内地域> 鳥海山エリア（実施時期：令和8年6月～10月）

- ・日本百名山の1つに数えられ、山形県内の最高峰である鳥海山は、その美しい山容から「出羽富士」とも呼ばれ、重要な山岳観光資源であり、鳥海山の伏流水がもたらす豊かな食文化や「遊佐蒸溜所」のウイスキーなど、鳥海山エリアには魅力あるコンテンツが数多く存在する。
- ・山岳観光の視点に、地域の食文化等の魅力を交えて一体的にPRすることは、山岳観光者数のみならず観光消費額の増加の観点からも有効であると考えられ、JR東日本の重点共創エリア決定を好機と捉え、地域の観光関連事業者等と連携しながら、プロモーションを実施する。
- ・なお、二次交通や宿泊施設、多言語対応などインバウンドの受入れ体制は十分に整備されている状況ではないため、主なターゲットは国内向けとし、将来的なインバウンド(主

に欧米) 誘客に向けた国内でのブランド基盤の確立を目指す。

＜最上地域＞ 神室山エリア（実施時期：令和8年10月～令和9年1月）

- ・神室連峰の主峰である神室山は、南の杳蔵山まで25km以上の尾根が続き、「みちのくのアルプス」と呼ばれている。また、神室山の名前は「神霊の宿る岩窟」に由来し、鎌倉から室町にかけて修験道の霊場・修験の山として知られ、現在では伝統番楽や木工産業など暮らしの中に山岳信仰が溶け込み、人と自然が共生する魅力ある地域となっている。
- ・言葉だけでは伝わりにくい山岳信仰の「地域の空気感」や「精神性」といった魅力を伝えるための映像ツールが不足していることから、最上地域観光協議会と連携し、山岳観光に地域文化の魅力を織り交ぜたプロモーションを実施する。
- ・なお、最上地域観光協議会において、フランスの旅行会社等を対象としたFAMツアーを実施するなど、欧州市場をターゲットとした高付加価値旅行商品の造成が進んでいることから、主なターゲットは欧州（主にフランス）とする。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務について受注者の責任のもと適切に実施すること。なお、特に(1)、(2)及び(4)の業務実施にあたっては、発注者だけでなく、庄内観光コンベンション協会や最上地域観光協議会への意見聴取や協議も丁寧に行うよう留意すること。

(1) 動画の制作

動画の制作にあたり、受注者は企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権等の処理等の業務の一切を行うこと。なお、本業務で制作する動画については、YouTubeアカウント「わたしの山形日和。」での公開のほか、その他県の関連サイト（ホームページや観光情報サイト等）やSNSへのアップロードを想定している。

①本編動画及びサムネイルの制作

上記「3 事業目的」を踏まえ、以下について制作すること。

- ・山岳観光の魅力発信に資する動画を各エリア1本以上制作すること。
- ・設定する主なターゲットを念頭に企画立案や編集等を行うこと。
- ・1本当たりの再生時間や動画本数は指定しないので、予算の範囲内で最も効果的なPRができるよう提案すること。
- ・YouTube等での公開を念頭に、動画タイトル及び動画概要を事前に発注者へ提案し、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・動画をアップロードする際のサムネイルを制作すること。サムネイルのデザインは、ターゲットの視聴意欲を掻き立てるよう工夫すること。
- ・動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認等の指示を受けること。
- ・言語は、日本語版、英語版をそれぞれ制作し、神室山エリアに関するものはフランス語版も制作すること。

②ショート動画の制作

①の素材等を活用して以下について制作すること。

- ・Instagramのリーク動画やTikTokへの投稿等といった活用を想定し、縦型動画を各エリア1本以上作成すること。
- ・1本当たりの再生時間は1分未満を念頭に、予算の範囲内で最も効果的なPRができるよう提案すること。
- ・動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認等の指示を受けること。

③各動画の納品

- ・ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること。
- ・DVDに収録し、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること。
- ・県が県関連サイト等で別途公開するにあたり、掲載作業が可能な形式で、データを納品すること。
- ・動画サイズ及び納品形式は、次のとおりとする。ただし、業務遂行するにあたり、より適当な方法があれば、発注者及び受注者協議のうえ、変更することも認める。
 - ア) 画面比率は16：9とし、動画はフルハイビジョン（1920×1080px）以上、サムネイルはハイビジョン（1280×720px）かつ2MB以内とする。
 - イ) 動画（再生用） DVD2枚（※DVDはすべてリージョンコードをALLとし、コピーガード処理を施さないこと。）
 - ウ) 動画（ウェブアップロード用） 電子データ一式（MP4、MOV形式）
 - エ) サムネイル画像及び動画各シーンのキャプチャ画像 電子データ一式（jpg形式）

(2) プロモーションの実施

上記「3 事業目的」を踏まえ、以下について実施すること。

- ・山岳観光者数増加及び認知度向上を図るため、対象エリアごとに、現地旅行会社等の民間事業者へのプロモーションを1件以上、一般消費者（個人）へ直接的に訴求するプロモーションを1件以上実施すること。
- ・ターゲットは、鳥海山エリアは国内、神室山エリアは欧州（主にフランス）とすること。
- ・ただし、本業務の目的達成により効果的と考えられる国等のターゲットが別であれば提案して差し支えない。
- ・(1)で制作した動画を適宜活用すること。ただし、本動画の完成を待っては効果的なプロモーション時期を逸する等の理由がある場合は、この限りでない。
- ・プロモーションの実施に当たっては、発注者と協議の上、具体的な内容を調整し実施すること。

(3) その他宣伝広告の実施

必要に応じて(1)で制作した動画の視聴を促す宣伝広告の実施を検討すること。

※宣伝広告は必須ではないが、予算の範囲内で効果的な宣伝広告ができる場合は提案して差し支えない。

(4) 今後のプロモーション施策の提案

以下に関する提案書を作成すること。

- ・本県の山岳観光者数及び山岳観光者における観光消費額増加に向けて効果的と考えられる施策について提案すること。
- ・(1)で制作した各動画の活用も含め、(2)における同ターゲットに対する今後のプロモーションとして効果的と考えられる施策について提案すること。なお、庄内観光コンベンション協会や最上地域観光協議会などの関係者にも意見を聴取し、その結果も勘案して施策を検討すること（左記の聴取で出た意見の内容は、集約のうえ提案書内に掲載すること）。
- ・提案書内では、施策ごとの費用感や施策の実施想定時期も併せて示すこと。

(5) 業務実施計画書の提出

- ・受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、業務内容、スケジュール等）を作成し、発注者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の承認を受けること。
- ・受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しないこと。

5 成果物

受注者は、成果物として次の書類等を提出すること。なお、提出期限について、(1)～(3)は本業務完了後速やかに、また、(4)は令和9年2月末までとする。

- (1) 業務完了報告書（指定様式）：2部〔紙媒体〕
- (2) 業務実施状況に関する報告書（A4判）：1部〔紙媒体〕
- (3) 4(1)③イ～エ)の各成果品

※上記(3)のうち、4(1)③ウ)及びエ)については、電子データを収録したDVD-Rを1部提出すること。

- (4) 4(4)の提案書

6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その業務目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費及び諸手続きは受注者において負担すること。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たって関係法令を遵守し、本業務による成果品に関する

著作権、二次利用、モデルリリース、プロパティリリース等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。

- (4) 本業務の実施においてキャラクター等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、本業務契約期間の終了後に経費が発生する場合、発注者は当該経費を負担しないものであること。
- (5) 本業務による成果品の著作権及び所有権は全て発注者に帰属するものとし、受注者は著作権及び所有権を成果品の引き渡し時に発注者に無償譲渡すること。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 受注者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。
- (9) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (10) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (11) 受注者は、委託業務期間のもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (12) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。
- (13) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (14) 受注者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

7 その他

- (1) 発注者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。